

令和2年度  
第2回杉戸町地域密着型サービス運営委員会  
会 議 録

議 事

- (1) 杉戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針について

期 日 令和2年11月25日(水)

場 所 杉戸町役場 文書保存庫第1会議室

杉戸町地域密着型サービス運営委員会

令和2年度 第2回杉戸町地域密着型サービス運営委員会

審議会開会 閉会の日時	開会 令和2年11月25日(水) 午前 10時40分 閉会 令和2年11月25日(水) 午前 11時00分					
開催場所	杉戸町役場 文書保存庫第1会議室					
議事名	(1) 杉戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針について					
	職名	氏名	出席状況	氏名	出席状況	
委員 の 出 席 に つ い て	1号委員(5名) (福祉及び保健医療関係団体を代表する者)	後藤 裕一	欠席	小川 裕子	出席	
		山口 敏彦	欠席	矢吹 弥生	出席	
		黒部 真紀	出席			
	2号委員(4名) (事業者を代表する者)	袴田 徹	出席	村上 静香	出席	
		金井 重雄	出席	鈴木千代子	出席	
	3号委員(3名) (識見を有する者)	仁部 前明	出席	長岡 朝子	欠席	
		市毛 大助	出席			
	4号委員(3名)(高齢者福祉に関心の高い者・公募)	棚橋 潤一	出席	林 宣夫	出席	
		岡崎 宏子	欠席			
		役職名	氏名	役職名	氏名	
	事務局	高齢介護課 主幹	青木 幹夫	同 主査	吉村 大	
		同 主幹	岡田 智	同 主査	中村 裕美	
			同 主査	新堀 好美		
その他出席を求めた者						
会議次第	1 開 会 2 署名委員の選出 3 議 事 (1) 杉戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針について 4 閉 会					
傍聴人	4人					
配付資料	・次第 (資料1) 杉戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針について (当日追加資料) 同意方針のイメージ図					

## 1 開 会

事務局

開会を宣する。

資料確認後、杉戸町地域密着型サービス運営委員会設置要綱第6条に基づき、会議進行を委員長にお願いする。

(議長) 仁部委員長

委員長：会議の公開について、法令等の定めがある場合を除き、原則公開としていることから本運営委員会も公開とし、傍聴人への会議資料の閲覧や会議録を公開とすることについて同意を求める。

委 員：「全員同意」

委員長：本運営委員会は公開とし、傍聴人への会議資料の閲覧や会議録を公開とする。

## 2 署名委員の選出

委員長：会議録の署名委員に、小川委員と矢吹委員の2名を指名する。

## 3 議 事

委員長：町長からの諮問事項はないが、事務局より

(1) 杉戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針について  
が議題として提出されている。

委員長：(1) 杉戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針について、事務局より説明を求める。

事務局：(1) 杉戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針について、説明。

委員長：事務局からの説明について質問・意見を求める。

(質問)：別表第1第2の留意事項「やむを得ない理由」に「市町村の境界の近隣に居住」とあるが、「境界の近隣」をどのように考えているか。杉戸町の市町界ではなく杉戸町の隣接市町と考えているのであれば、市町村の境界とするより杉戸町の隣接市町とした方が分かりやすいのではないか。

(回答)：「市町村の境界の近隣に居住」は、杉戸町に隣接している市町と考えている。具体的には、幸手市・春日部市・宮代町・久喜市となる。基本方針の作成段階で、市町の境界の近隣に居住している方という狭い範囲の考えもあったが、地域密着型サービスが各市町に揃っているわけではなく、「境界の近隣」の範囲を限定することも難しいので、隣接市町としてもよいと考えている。分かりやすい表現に整理する。

(質問)：地域密着型サービスは、杉戸町に住んでいて杉戸町のサービスを利用する場合、優先的に利用できてとてもありがたいサービスだが、問題は他市町村から転入した場合、3か月はグループホームの利用ができないこと。その地域に住んでいる方が、その地域のサービスを優先的に利用できるものであるが、もともとグループホームで生活していた家族と一緒に住所を異動した場合は、転入先でも家庭での生活が困難で、グループホームでの生活が必要な状況に変わりはない。それでも3か月は地域密着型サービスの趣旨からグループホームに入所できないとなれば、矛盾が生じる。この矛盾について、どのように考えるか。  
もう1つが、例えば杉戸町の施設サービスが良いと評判になった場合、基準がなければ杉戸町の事業所に利用希望が集中してしまい、担当としては頭の痛い問題だとも考えている。

(回答)：期間の条件を付けなかった場合、事業所に空きがあればすぐに利用できると、杉戸町に長く住んでいた方が利用できなくなるなど、杉戸町の住民の利用に影響が生じることも考えられる。留意事項に書かせていただいたとおり、期間の要件もあるが、早急にサービスの利用が必要な場合は個別に判断することになる。

#### 4 閉 会